

2 子どもを育てることの喜びと責任

(2) 自立した親としての責任、生活のための経済的基盤の必要性

法令における「親としての責任」

教育基本法 第10条第1項

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

鹿児島県家庭教育支援条例 第6条(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

でも、子どもができたからと言っても、いきなり「親としての責任」だなんて、どのように果たしていけばよいのか、分からない。大丈夫かな？

大丈夫です!! 県や市町村では、様々な学習・交流・相談の機会を提供するとともに、子育てや家庭教育に関する情報を様々な方法で提供し、「よりよい親になっていくこと」をバックアップしています。

また、国・県及びそれぞれの市町村では、地域全体で子育てや家庭教育を応援するための制度や取組が行われています。

大切なことは、

- ① 積極的に情報を収集し、学習・交流・相談の機会を積極的に活用していくこと。
- ② 困った時、一人で抱え込まずに誰かに相談すること。

誰かに頼ることは責任の放棄ではありません。「どうしよう・・・。」で止まってしまうず、勇気を出して誰かにSOSを発信しましょう。

法令における「行政の責務」

教育基本法第10条第2項

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

鹿児島県家庭教育支援条例 第4条(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により**家庭教育支援施策**※を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。※条例第12条～17条に、家庭教育支援施策の6分野を規定

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。